

不良債権の状況について

実績の内容

当金庫では、常日頃より健全経営を心掛け、資産全般について定期的に自己査定を実施し、リスク管理債権の発生防止に努めております。また、期中に発生した不良債権に対しては貸倒引当金を積むなど、充分な引当処理を行い万全の対応を図っております。

平成31年3月末の金融再生法による不良債権額は9.8億円の減少となり、不良債権比率は前年比1.20ポイント低下し、4.16%となりました。また、保全率は95.7%と高い安全性を確保しております。

金融再生法上開示債権及び同債権に対する保全状況

単位:百万円、%

区分	開示残高 A	保全額 B	担保・保証等による回収見込額 C		貸倒引当金 D	保全率 (%) B ÷ A	引当率 (%) D ÷ (A - C)
			担保・保証等による回収見込額 C	貸倒引当金 D			
金融再生法上の不良債権	2017年度	4,888	4,696	4,233	463	96.0	70.7
	2018年度	3,904	3,736	3,425	310	95.7	64.9
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2017年度	696	696	449	247	100.0	100.0
	2018年度	476	476	350	126	100.0	100.0
危険債権	2017年度	3,957	3,749	3,549	200	94.7	49.1
	2018年度	3,427	3,259	3,074	184	95.1	52.4
要管理債権	2017年度	234	249	234	15	100.0	100.0
	2018年度	-	-	-	-	-	-
正常債権	2017年度	86,303					
	2018年度	89,931					
合計	2017年度	91,191					
	2018年度	93,835					

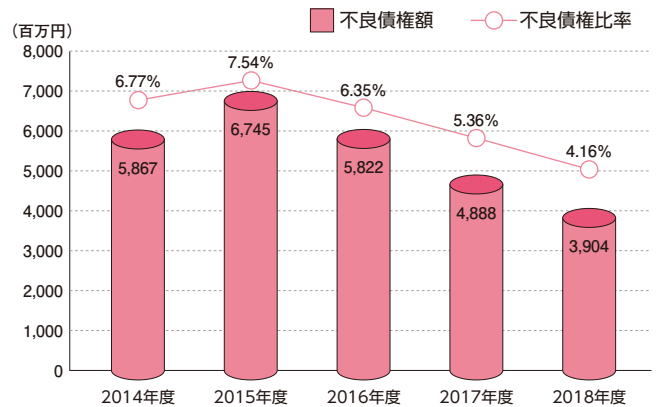
リスク管理債権の引当・保全状況

単位:百万円、%

区分	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率 (%)	
破綻先債権	2017年度	336	208	127	100.0
	2018年度	317	203	114	100.0
延滞債権	2017年度	4,317	3,676	320	92.5
	2018年度	3,586	3,104	196	92.0
3ヵ月以上延滞債権	2017年度	-	-	-	-
	2018年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	2017年度	234	234	15	100.0
	2018年度	-	-	-	-
合計	2017年度	4,888	4,119	463	93.7
	2018年度	3,904	3,308	310	92.7

【注】①破綻先債権及び延滞債権の貸倒引当金は個別貸倒引当金、貸出条件緩和債権の貸倒引当金は一般貸倒引当金で計上してあります。
②保全率は、担保及び優良保証による回収可能額及び貸倒引当金として積み立ててある額の合計をリスク管理債権残高で除した値です。

不良債権額・比率



解説 金融再生法に基づく開示債権の用語の定義

- ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、更生、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- ③「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- ④「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- ⑤「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

解説 リスク管理債権の用語の定義

- ①「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取り立て、又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - (1) 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - (2) 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - (3) 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - (4) 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - (5) 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- ②「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の二つを除いた貸出金です。
 - (1) 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - (2) 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
- ③「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。
- ④「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- ⑤なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- ⑥「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- ⑦「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- ⑧「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。